

**放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）
実施要領**

（通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）（以下「本事業」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱（平成31年4月1日、以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）による放射性物質汚染で発生した汚染廃棄物のうち、農家の敷地等に保管されている稲わら、牧草等の農林業系廃棄物を、市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）が焼却、埋立処分等により処理すること及び当該農林業系廃棄物の処理を円滑に推進するために必要な事業を行うものとする。

（事業実施主体）

第3条 本事業の事業実施主体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、一般廃棄物を処理する市町村等とする。

（事業の委託）

第4条 市町村等は、事業の実施に当たり、事業の一部又は全部を市町村等が適切と認める者に委託することができるものとする。なお、その際は、市町村等は交付要綱第6条の規定による交付決定通知書の条件を付して契約しなければならない。

2 市町村等から事業の委託を受けた者は、廃棄物処理法等の関係法令に違反しない場合であって、書面により事業実施主体の承諾を得た場合を除き、その事業を第三者に再委託することはできない。

（農林業系廃棄物の範囲）

第5条 本事業の補助対象となる農林業系廃棄物は、次のすべての項目に該当するものとする。

- 一 事故由来の放射性物質に汚染されたことで発生した稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木又はほだ木等の農林業系廃棄物であること
- 二 市町村等が廃棄物処理法に基づき処理する一般廃棄物であること
- 三 国の定める放射性セシウム濃度の暫定許容値等を超過したもの、又は国・都道府県により使用、生産及び流通の制限・自粛を要請されたものであること（ただし、国・都道府県による利用、生産及び流通の制限・自粛が解除されたもの（又は解除が見込まれるもの）であって、利用が可能なものは除く。）

(補助対象経費の範囲)

第6条 本事業で導入する機械・器具及び備品等については、原則としてレンタル又はリースによるものとする。ただし、次のいずれかの項目に該当する場合には、購入によることができる。

- 一 レンタル又はリースよりも購入した方が安価な場合
- 二 当該物品等の取扱業者がなく、レンタル又はリースによる導入が難しい場合
- 2 仮施設は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守して設置するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り補助対象とする。
 - 一 破碎・裁断施設は、農林業系廃棄物及び焼却炉の種類並びに農林業系廃棄物の処理量等を考慮し、必要と認められる場合
 - 二 焼却施設等は、農林業系廃棄物を焼却する余力がないなど、既存焼却施設で対応が困難な場合
 - 三 その他、本事業の実施に当たり、特に必要と認められる場合
- 3 農林業系廃棄物の処理に伴って発生した廃棄物（梱包資材等）の処理費については、補助対象とすることができる。

(補助対象外の経費)

第7条 本事業において、次の各号に該当する事業又は経費については、補助対象から除外するものとする。

- 一 農林業系廃棄物の最終処分の方針が明確でない事業
- 二 農林業系廃棄物の焼却等により生じた放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 超の焼却灰等の保管・処理経費
- 三 農林業系廃棄物と混焼等をした廃棄物に係る経費（仮設焼却施設の整備費は除く。）
- 四 市町村等職員の人件費等の固定費及びパソコン、デジタルカメラ等汎用品の購入費
- 五 当該補助金の申請を行うために要した経費

(書類の整備)

第8条 本事業の実施に当たり、次の各号に該当する書類を整備するものとする。

- 一 新たに雇用した者の作業日誌（日時、場所、作業内容、作業時間、作業者氏名等）
- 二 農林業系廃棄物・焼却灰等の受入・排出台帳（日時、種類、荷姿、数量、放射性セシウム濃度、排出元・排出先等）
- 三 農林業系廃棄物であることが確認できるもの（都道府県の指示・要請書、放射性セシウム濃度の検査結果、写真及び農作業日誌等）
- 四 見積書（施設、機械・器具及び備品の場合は原則3社以上）、納品・請求書、領収書、契約書（雇用契約も含む）等
- 五 市町村等における会計処理に関する規程（旅費、謝金、工事算定基準等）

(事業の実施期間)

第9条 本事業の実施期間は、平成32年3月31日までとする。

(助成措置)

第 10 条 国は、予算の範囲内で、交付要綱第 4 条に定める事業に要する経費であって、別表 1 に掲げるものについて、市町村等に対して補助するものとする。

(留意事項)

第 11 条 市町村等は、本事業の実施に当たり、破碎・裁断施設、焼却施設、最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする。

2 市町村等は、本事業を円滑に推進するため、環境省及び都道府県と緊密に連携するものとする。

3 事業実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な細目は、環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官が別に定める。

(附則)

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

1 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

1 この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表（第10条関係）

区 分	費 目 の 内 容
賃金	事業の実施に直接必要な作業・業務を行うために雇用した者に対する実労に応じた経費
法定福利費	事業の実施に直接必要な作業・業務を行うために雇用した者の事業主負担分
報償費	事業の実施に直接必要な専門知識の提供等を受けた者に対する謝金等
旅費	事業の実施に直接必要な調査、打合せ等に要する電車、バス等の運賃、日当等
需用費	事業の実施に直接必要な燃料、消耗品等の購入又は施設・機械の修繕にかかる経費（弁当代は除く。）
委託費	農林業系廃棄物の収集・運搬、中間処理、埋立処分及び放射性物質の測定等の業務を第三者に委託するために必要な経費
使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な用地（民有地に限る。）、施設、機械・器具、車両、会場等の借上経費
備品購入費	事業を実施するために直接必要な物品等（パソコン、デジタルカメラ等の汎用品は除く。）の購入に要する経費
工事請負費	土地の整地（簡易な舗装工事を含む。）、仮設処理施設の設置・撤去、既設処理施設の改造等に要する経費
原材料費	事業の実施に直接必要な原材料の購入に要する経費